

国立産業財産機関 (ブラジル) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 B R . I
様式F Q 003 (国内段階移行用P C T様式)	附属書 B R . II
委 任 状	附属書 B R . III
様式F Q 002 (一般手続申請様式)	附属書 B R . IV
様式F Q 009 (優先審査請求)	附属書 B R . V
様式F Q 013 (グリーン特許プログラム請求)	附属書 B R . VI
様式F Q 015 (特許審査ハイウェイプロジェクト参加請求)	附属書 B R . VII

略語のリスト

国内官庁：	国立産業財産機関（ブラジル）
I P L：	工業所有権法第9279/96号
I N：	2013年12月4日の規範指針第30/13号及び第31/13号 2020年6月26日の規範指針第2号
R e s：	決議第94/2013号 決議第113/2013号 決議第251/2019号
O r d：	2021年3月29日の政令第22/21号 2021年3月29日の政令第23/21号 2021年8月23日の政令第39/21号 2021年12月15日の政令第54/21号 2021年12月15日の政令第55/21号 政令第302/2020号 政令第48/2022号

指定（又は選択）官庁 BR	国立産業財産機関 （ブラジル） 国内段階に入るための要件の概要	概要 BR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	BRL 90（オンライン） BRL 135（紙形式）	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める。規範指針第30/13号に基づき、カラー若しくはグレースケールの図面又は写真が認められる。凹版印刷構造などの写真の複製物、又は電子ソフトウェアによって生成された立体画像は、その複製物が明確であり、発明の更に良好な理解を可能とする限りにおいて認められる。	
国内手数料	通貨：ブラジル・レアル（BRL） 特許 ² ： 出願手数料 ³ …… BRL 175（オンライン）；260（紙形式） ⁵ 第1回目の年金 ⁴ … BRL 295 実用新案 ² ： 出願手数料 ³ …… BRL 175（オンライン）；260（紙形式） ⁵ 第1回目の年金 ⁴ … BRL 200	

[次頁に続く]

- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に、少なくとも明細書又は請求の範囲の翻訳文を提出しなければならない。提出されなかった部分については、通知で指定する期間内に提出しなければならない。
- この手数料は、自然人、中小企業、協同組合、学術機関、非営利組織又は公的機関による国際出願の場合には60%減額される。詳細については、国立産業財産機関（ブラジル）の2019年10月2日の公式決議第251/19号、及び2021年3月29日の政令第23号を参照。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- この手数料は、国際出願日から24箇月の満了から3箇月以内に支払い、PCT第39条(1)が適用される場合であって、国内段階へ移行した日から3箇月が国際出願日から24箇月の満了から3箇月以内より遅く満了する場合は、国内段階へ移行した日から3箇月以内に支払う。この手数料は、所定の期間内に支払われなければ2倍額となる。
- 紙形式での国内段階移行書面の提出は、郵送による受取の場合に限り認められる。詳細については、国立産業財産機関（ブラジル）の2021年3月29日の政令第22/21号を参照。

B R	国立産業財産機関（ブラジル）(続き)	B R
国内手数料の免除，減額又は払戻し	な し	
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2）	国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には，譲渡証書 ⁶ 優先権書類提出証明書又は出願の特定許可の申立のポルトガル語による翻訳文 ⁷ 出願人がブラジルに居住していない場合には，代理人の選任 ⁶	
誰が代理人として行為できるか？	ブラジルに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認めない	

6 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から60日以内に提出しなければならない。

7 関連する発明の特許性を決定することに優先権主張の有効性が関与している場合のみ。

国内段階の手続

Ord.	39/21	BR. 01 国内段階へ移行するための様式 国内官庁は、国内段階へ移行するために提出する書類の様式を用意しており（「様式 F Q 003」、附属書BR. II 参照） ¹ 、この様式を使用することが望ましい。国内官庁の電子システム「e-Patents」を利用することが強く推奨される ² 。 BR. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる。 BR. 03 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BR. I に概説されている。
Ord.	39/21	BR. 04 譲渡証 先の出願の優先権を主張する出願人が国際出願の出願人と同一でない場合には、対応する申立てが P C T 規則4.17に基づき行われている場合を除き、国内段階移行請求書の受領日から2箇月以内に、ポルトガル語による先の出願の優先権を主張する資格の証明を含む書類を提出すべきである。
IPL Art.	217	BR. 05 委任状
Ord.	39/21	委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書BR. III に示されている。
IPL Art.	84, 85	BR. 06 年 金
Res.	113/13	年金は第2年度及びその後の各年の国際出願日の応当日から3箇月以内に支払う。3箇月の期間が国内段階移行に適用される期間の満了前に満了する場合、最初の支払は当該期間満了後3箇月以内にすることができる。支払は、3箇月の期間満了後6箇月以内であれば依然として可能である。年金の額は附属書BR. I に示されている。
IPL Art.	33	BR. 07 審査請求 特許権は出願人又は第三者によって請求される特許性の審査後に初めて付与される。審査請求は政府の電子支払システムを利用した手数料支払が条件とされる ² 。手数料の額は附属書BR. I に示されている。
Ord.	54/21	出願人が次のいずれかに該当する場合には、国内官庁の電子システム ² を通じて出願の優先審査を請求することができる。 (i) 出願人が60歳を超えている ³ 。 (ii) 出願人が障害者である ³ 。 (iii) 出願人が重病である ³ 。 (iv) 特許付与が出資条件となっている。 (v) 出願の請求の範囲が侵害されるおそれがある。 (vi) 第三者を出願の侵害で提訴する予定である。 (vii) 出願の請求の範囲が付与特許を侵害するおそれがある。

1 電子バージョンの様式 F Q 003 は次の国内官庁ウェブサイトから利用可能である。https://www.gov.br/inpi/pt-br/assuntos/patentes/Como-protoger-patente-no-exterior/FormulrioFQ003papel_DIRPA_05032021.pdf

2 国内官庁の電子システムは <https://gru.inpi.gov.br/peticionamentoelectronico/> から利用可能である。詳細は <https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/guia-basico> を参照されたい。

3 追加手数料は不要である。

- (viii) 出願人が個人、極小企業家（ME I）、極小企業（ME）又は小企業（EPP）である。
- (ix) 出願人が科学・技術・革新技術機関（ICT）である。
- (x) 出願人がベンチャー企業である。
- (xi) 請求の範囲の対象がグリーン技術に関するものである。
- (xii) 請求の範囲の対象が保健治療技術に関するものである。
- (xiii) 請求の範囲の対象が新型コロナウイルス治療に関するものである。
- (xiv) 請求の範囲の対象が保健省の要求に基づく技術に関するものである。
- (xv) 請求の範囲の対象が公益上又は国家非常事態対策の技術に関するものである。
- (xvi) 請求の範囲の対象をブラジルにおいて最初に保護する必要がある。

手数料の額は附属書BR. I に「優先政策審査手数料」として示されている。

Ord. 55/21 INPI が現在でも有効な PPH 協定に署名している、特許出願審査を担当するいずれかの特許官庁によって特許が付与された出願人は、国内官庁の電子システムを通じて、同一特許ファミリーの特許出願の優先審査を請求することができる⁴。手数料の額は附属書BR. I に「優先共同審査手数料」として示されている。

IPL Art. 33
Res. 94/13
Ord. 302/20

BR. 08 審査請求の期間
国際出願日から36箇月以内に審査請求しなければならない。

IPL Art. 38

BR. 09 特許付与手数料
特許の発行手数料は、特許付与決定を国内官庁公報（*Revista da Propriedade Industrial*）に公告した後60日以内に支払わなければならない。特許付与手数料は、割増料の支払を条件として、更に30日の追加期間内に支払うことができる。特許付与手数料の額は附属書BR. I に示されている。

PCT Art. 28
41
PCT Rules 52.1
78.1

BR. 10 出願の補正及びその時期
国内段階において次の補正をすることができる。

Ord. 39/21

(i) PCT 規則52.1又は78.1に基づき適用される期間内：出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、明細書、請求の範囲及び図面の補正

IPL Art. 32
35

(ii) 審査請求前（BR.07参照）：出願の明確化若しくは限定、又は明白な誤記を訂正するための文言の変更

(iii) 審査手続中：出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、国内官庁が指摘した欠陥を是正するための訂正、並びに明細書、請求の範囲及び図面の補正

補正には国内官庁の電子システムを通じて利用可能な一般手続申請様式を添付し⁴、附属書BR. I に表示する額の一般手続手数料を支払わなければならない。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
Ord. 39/21

BR. 11 PCT 第25条の規定に基づく検査
関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定が国内官庁公報（*Revista da Propriedade Industrial*）に公告された日から60日以内に当該決定に対する審判を請求することができる。審判は審判手数料の支払を必要とする（金額については附属書BR. I を参照されたい）。国内官庁長官は審判請求について決定する。

4 脚注 2 を参照。

PCT Rule Ord.	49.6 39/21	BR. 12 権利回復 出願人が故意ではなく又は状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行しなかった場合には、権利回復を請求することができる。出願人は国内段階移行時に「様式F Q 003」第10項の欄（附属書BR. II又は脚注1を参照）をチェックして権利回復を請求することができる。請求は、期間不遵守の理由が解消した後2箇月以内、又は適用される期間の終了日から12箇月以内の、いずれか先に終了する期間内に行う。手数料の額は附属書BR. Iに示されている。
PCT Art. PCT Rule	24(2) 48(2) 82bis	BR. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内官庁は、国際段階又は国内段階において本章に別段の定めがある場合を除き期間に従わないことを許容しない。ただし、不可抗力とみなされる特別な場合には、遅滞を許容することができる。
PCT Art. PCT Rule IN	4(3) 43 49bis.1 (a),(b) 76.5 30/13	BR. 14 実用新案 BR. 16の規定に従うことを条件として、出願人がブラジルにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。 BR. 15 国内段階における要件は、実用新案のための手数料を支払わなければならないことを除き基本的に特許に関する要件と同様である。 BR. 16 出願変更 特許についての国際出願は、出願人が概要に示された国内段階に移行するための行為をした後、特許付与の公告前であれば、いつでも実用新案出願に変更することができる。変更請求は国内出願番号を記載した書面で行い、一般手続申請様式を添付し ⁵ 、附属書BR. Iに表示する額の一般手続手数料を支払わなければならない。
Ord.	48/22	BR. 17 ヌクレオチド及びアミノ酸の配列表 国際出願に1つ若しくは複数のヌクレオチド・アミノ酸の配列の開示が含まれており、それが発明の説明に必須である場合、出願人は十分な開示の要件を充足するために（工業所有権法No. 9279/96、第24条）配列表による配列を提出する。配列表は国内官庁の電子システムを通じて ⁶ 、テキスト形式（txt又はXML）で作成した電子ファイルによって提出する。ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の表示は、2022年7月1日以降に行われた国際出願についてはWIPO標準S T. 26に準拠したものが要求される。その前の国際出願日を有する国際出願については、国内段階において配列表の提出が要求された場合、WIPO標準S T. 25が引き続き適用される。

⁵ 脚注1を参照。

⁶ 脚注2を参照。

手 数 料¹

(通貨：ブラジル・レアル)

出願手数料： ¹	オンライン	紙形式 ²	
－特 許.....	175	260	
－実用新案.....	175	260	
審査請求料： ¹			
－請求の範囲が10個以下の特許出願.....	590		
－10個を超える各請求の範囲について.....	100		
－15個を超える各請求の範囲について.....	200		
－30個を超える各請求の範囲について.....	500		
－実用新案について.....	380		
INPIが国際調査機関・国際予備審査機関として行動する場合のPCT経由の審査請求料： ¹			
－請求の範囲が10個以下の特許出願.....	390		
－10個を超える各請求の範囲について.....	100		
－15個を超える各請求の範囲について.....	200		
－30個を超える各請求の範囲について.....	500		
－実用新案について.....	295		
権利回復手数料： ¹	90	135	
優先共同審査手数料： ¹	1,775		
優先政策審査手数料： ¹	890		
審判手数料： ¹	1,065		
その他の申請： ¹	90		
年 金 ^{1,3}	特 許	実用新案	追加証
－第1年度及び第2年度、各年.....	295	200	105
－第3年度から第6年度まで、各年.....	780	405	235
－第7年度から第10年度まで、各年.....	1,220	805	365
－第11年度から第15年度まで、各年.....	1,645	1,210	475
－第16年度から第20年度まで、各年.....	2,005		605

手数料の支払方法

手数料は国内官庁のオンライン支払システムを利用し⁴、ブラジルのBanco do Brasilのいずれかの代理店を通じてブラジル・レアル建てで支払わなければならない。

- この手数料は、自然人、中小企業、協同組合、学術機関、非営利組織又は公的機関による国際出願の場合には60%減額される。詳細については、国立工業所有権機関（ブラジル）の2019年10月2日の公式決議第251/19号、及び2021年3月29日の政令第23号を参照。
- 紙形式での国内段階移行書面の提出は、郵送による受取の場合に限り認められる（国立工業所有権機関（ブラジル）の2021年3月29日の政令第22/21号を参照）。
- この手数料は、所定の期間内に支払わなければ2倍額となる（概要の脚注4参照）。
- 国内官庁の電子システムは <https://gru.inpi.gov.br/peticionamentoelectronico/> から利用可能である。詳細は <https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/guia-basico> を参照されたい。

様式（附属書BR. II－VII）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BR. II 様式F Q003（国内段階移行用PCT様式）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_br.pdf

附属書 BR. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_br.pdf

附属書 BR. IV 様式F Q002（一般手続申請様式）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_br.pdf

附属書 BR. V 様式F Q009（優先審査請求）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_br.pdf

附属書 BR. VI 様式F Q013（グリーン特許プログラム請求）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_br.pdf

附属書 BR. VII 様式F Q015（特許審査ハイウェイプロジェクト参加請求）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VII_br.pdf